

公立大学法人広島市立大学競争入札参加資格者指名停止措置運用基準

第1 総則

1 趣旨

この運用基準は、公立大学法人広島市立大学競争入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「要綱」という。）の統一的な運用を図るため、要綱第14条の規定に基づき、その具体的な取扱いについて定めるものとする。

2 工事の定義

要綱第1条中「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び遊具設置工事をいう。

第2 指名停止の取扱い

1 指名停止の期間の始期

- (1) 有資格業者が要綱別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、その措置を決定した日とする。
- (2) 指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定した日とする。この場合において、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 指名停止の期間と競争入札参加資格者の有効期間との関係

競争入札参加資格の有効期間が満了又は競争入札参加資格を辞退した後、指名停止の期間中の有資格業者が新たな競争入札参加資格の有効期間を有している場合は、当該指名停止の期間は引き継ぐものとする。

3 入札参加資格喪失の対象及び通知

- (1) 入札参加資格喪失は、当該有資格業者を指名している請負等の入札が、原則として指名停止措置を決定した日の翌日以降に執行されるものを対象とする。
- (2) 入札参加資格喪失の通知は、当該有資格業者に対して資格確認又は指名の通知をした部署が、要綱第8条第2項の規定による通知を受けて行うものとする。

4 指名停止の期間の特例

- (1) 有資格業者が要綱別表各号の措置要件に該当することとなった基となる

事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、期間の加重措置の対象としない。

- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が期間の加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 有資格者が一の事案により要綱別表同一号の措置要件の二以上に該当したときは、要綱第4条第1項の規定を準用する。
- (4) 要綱第4条第1項及び第2項の指名停止期間の特例において、期間の加重措置の対象となった措置案件については、期間の加重措置の後、加重するものとする。

第3 随意契約の相手方の制限の取扱い

- 1 要綱第10条に規定する「やむを得ない事由」がある場合とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、指名停止の期間中に契約を締結しなければ請負等の目的を達成することができない場合をいう。
 - (1) 特許等特別な技術を必要とする請負等で、指名停止の期間中の者しか契約の相手方がいない場合
 - (2) 緊急の必要性がある請負等で、指名停止の期間中の者以外の者では、請負等の目的を達成することができない場合
 - (3) 現に契約履行中の請負等に直接関連する請負等で、指名停止の期間中の者以外の者に履行させることが著しく不利となる場合

第4 指名停止に至らない事由に関する措置の取扱い

書面又は口頭での警告又は注意の喚起は、総務室長の決裁を受けて行うことができる。

第5 指名停止の措置要件の取扱い

- 1 代表役員等、一般役員等及び使用人
 - (1) 要綱別表中の「代表役員等」とは、有資格者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（専務取締役以上の肩書をいう。））をいう。

(2) 要綱別表中の「一般役員等」とは、有資格者の役員（執行役員を含む。）
又はその支店若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のものをいう。

(3) 要綱別表中の「使用人」とは、(1)及び(2)に掲げる者以外の者をいう

2 虚偽記載《要綱別表第1号》

要綱別表第1号においては、故意又は過失によるものを措置対象とし、錯誤によるものについては、原則として措置対象としないものとする。

3 粗雑履行《要綱別表第2号・第3号》

(1) 要綱別表第2号及び第3号に規定する「粗雑履行」とは、工事や製造等の目的物にかしがある状態をいう。

(2) 要綱別表第2号においては、粗雑履行の原因が故意によるものを措置対象とし、要綱別表第3号においては、粗雑履行の原因が過失によるものを措置対象とする。ただし、不可抗力に基づくもの、設計図書又は監督職員の誤った指示に基づくもの等については、原則として措置対象としないものとする。

4 契約違反《要綱別表第4号》

要綱別表第4号においては、工期の遅延や必要書類の未整備等といった違反の事実にとどまらず、発注者との信頼関係の破壊、監督又は検査業務への非協力の場合等についても措置対象とする。

5 事故《要綱別表第5号・第6号》

(1) 要綱別表第5号及び第6号においては、単に工事現場にとどまらず、資機材や排土等の運搬中、あるいは土捨場や資機材置場等における事故についても措置対象とする。

(2) 公衆損害事故又は履行関係者事故が次のイ又はロに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わない。

イ 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

ロ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

- (3) 要綱別表第3号、第5号及び第6号に規定する「死亡者」とは、事故発生から48時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」のうち、「重傷者」とは、診断書に記載のある要加療期間（入院加療又は通院加療期間）が概ね30日（1か月）以上である者をいい、それ以外を「軽傷者」という。

また、「公衆に与えた損害の程度が重大なとき」とは、高压電線の切断、ガス爆発、水道幹線の破裂並びに電話幹線の切断により復旧までに半日以上要した場合又は短時間であっても食事時にガス管、電線並びに水道管の破裂並びに切断等によりおおむね100世帯以上に影響を及ぼした場合等をいう。

- (4) 要綱別表第3号及び第5号において、公衆に重傷者又は軽傷者を生じさせたときの指名停止の期間については、次表のとおりとする。

措置要件	期間
イ 3人以上の重傷者を生じさせたとき	5か月
ロ 2人の重傷者を生じさせたとき	4か月
ハ 1人の重傷者を生じさせたとき	3か月
ニ 3人以上の軽傷者を生じさせたとき	3か月
ホ 3人未満の軽傷者を生じさせたとき（への場合を除く。）	2か月
ヘ 1人の軽傷者（入院を要しないもので、通院加療期間が7日以内のものに限る。）を生じさせたとき	1か月

- (5) 要綱別表第5号及び第6号において、安全管理の措置が不適切であったと認められる場合とは、原則として次のイによるものとする。ただし、ロによることが適当である場合には、これによることができる。

イ 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していなかった場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

ロ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

6 独占禁止法違反行為《要綱別表第10号》

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為があったとして、公正取引委員会から事業者団体に対して処分がなされたときは、当該団体加入の有

資格業者について措置することができる。

- (2) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のイからホのいずれかを知った後、速やかに指名停止を行う。

イ 排除措置命令が出されたこと。

ロ 課徴金納付命令が出されたこと。

ハ 刑事告発がなされたこと。

ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたこと。

ホ 公正取引委員会が違反行為を認定し公表したこと。

- (3) 独占禁止法第8条第1項に違反した場合は、次のイ又はロを知った後、速やかに指名停止を行う。

イ 課徴金納付命令が出されたこと。

ロ 公正取引委員会が違反行為を認定し公表したこと。

7 建設業法違反行為《要綱別表第11号》

- (1) 要綱別表第11号に規定する「その他建設業に違反し、契約の相手方として不適当と認めるとき」とは、原則として、極めて重大な社会的影響を及ぼしたと認められるときとする。
- (2) 経営事項審査申請に虚偽の記載をし、建設業法上の監督処分が出た場合、国土交通省地方整備局長又は都道府県知事等の監督官庁から行政処分を受けたときは、経営事項審査の虚偽申請が本市発注か他機関発注かの区別なく、発注者の信頼関係を著しく損なう行為であることから、本市発注として取り扱う。
- (3) 公衆損害、粗雑履行、他法令違反、不誠実行為により建設業法に基づく監督処分が出された場合は、直接に建設業法の規定に違反している訳ではないので、原則として、建設業法違反行為での措置対象ではなく、他の措置要件により措置する。

8 暴力的不法行為《要綱別表第12号》

- (1) 要綱別表第12号を適用する場合の指名停止の期間については、情状酌量すべき特別の事由がある場合を除いて、短期及び長期をもって定められている期間の長期をもって指名停止の期間とする。

(2) 要綱別表第 12 号に規定する「脅迫等」とは、刑法上の脅迫にとどまらず、民法上の強迫を含むものとする。

9 不正又は不誠実な行為等《要綱別表第 13 号・第 14 号》

要綱別表第 13 号に規定する「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

第 6 指名停止の措置の公表の取扱い

指名停止措置の公表は、措置をした日の翌日から措置した日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日まで公表することとし、総務室で閲覧に供する。また、インターネットへは、原則として措置した日の翌々日までに掲示する。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日は算入しない。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。